

Ⅵ. 「生涯スポーツ」をめぐる

尾崎正峰

〔1〕 報告

(1) はじめに

「生涯スポーツ」という用語が流布されるようになってから久しいが、現実「生涯スポーツ」をめぐる、いかなる事態が進行しているのか、あるいは、進行しようとしているのかを、その問題性とともなう構造化してとらえていく必要があるであろう。

今回の報告では、「生涯スポーツ」をめぐる政策の問題構造分析」と「抵抗」とオルタナティブの模索」という2つの項目を軸に、論じていくことにする。

なお、本報告においては、以下の拙稿をもとにしている（この小文において論じきれなかった部分について、併せて参照していただければ幸甚である）。

- ①「『協同』とスポーツ」『一橋研究』第12巻4号、1988.1。
- ②「スポーツ産業の現状と社会体育」『社会体育に新しい風を1987』1988.6。
- ③「『生涯学習』の時代における地域スポーツの発展」『月刊社会教育』1988年10月号。
- ④「教育・文化・スポーツ産業と婦人の学習」『婦人白書1989』はるぶ出版、1989.9。
- ⑤「社会教育の公共性の再構築と『新しい協同化と公共化』」『月刊社会教育』1989年12月増刊号。

(2) 「生涯スポーツ」をめぐる政策の問題構造分析

国民のスポーツ欲求の拡大は、80年代後半になってから、やや鈍化傾向を見せてきてはいるが、それでも、多くの国民がスポーツに対する多様な欲

求をもっていることは、疑いのない事実として受けとめることができるであろう。

しかし、そうした欲求の度合いに比して、この80年代、自主的・民主的スポーツ運動は飛躍的な前進を遂げたということとはできない。しかも、スポーツ欲求は充足されずに放置されたままという状態を積み残しているにもかかわらずである。

こうした「不可解さ」（草深直臣）を分析していく上での視点として、ここでは、「生涯学習体系への移行」政策の現段階とスポーツ産業の現状を取り上げていく。

①臨教審「生涯学習体系への移行」政策の現段階 1)政策の概要（前掲拙稿③、⑤参照）

臨教審が「生涯学習体系への移行」の方針を打ち出して以来、様々な政策展開がなされてきたが、その象徴的な出来事として、社会教育局の廃止＝文部省「生涯学習局」の発足（1988.7）があげられる。

そして、現在では、社会教育法の「改定」を意図した「生涯学習振興法」（案）の国会上程が日程に上り、1989年11月には、第14期中教審「生涯学習に関する小委員会」審議経過報告が出される段階にある。

また、自治体レベルに目を向ければ、“教育行政の独立制”の問題と深く関わる、首長部局主導による「生涯教育推進会議」が各都道府県に設置され、市町村段階にまでその流れがおし寄せてきている。

2)「生涯学習体系への移行」政策の「改革」理念

上記のような政策展開を“生涯職業能力開発”の原理からの教育制度の再編成”ととらえるなら

ば、60年代「人的能力開発政策」＝「高度経済成長政策下の国家教育計画」から、90年代「生涯学習体系への移行政策」＝「21世紀戦略」における国家教育計画」への転換と性格づけることができよう。

また、この政策展開の背後にある「改革」理念は、「教育の機会均等」理念の否定であり、「行政の条件整備義務」の放棄を正当化しようとしているものである。

それをスポーツの側に引き寄せて言えば、「社会的共同手段」による国民のスポーツ要求充足という側面を不十分な現状のままに放置し、一方で、要求充足は人々の選択的な投資に委ね、スポーツの文化的享受の機会の格差を容認する」（前掲拙稿③－11頁）政策が展開されようとしていることである。

それは、施設建設補助金などの「予算削減」、公共スポーツ施設の「民間委託」、「民間活力」の名による「民間産業への肩代わり」、などの形をとって現れてきている。

②スポーツ産業の現状と問題

1) スポーツ産業の現状把握のために

スポーツ産業を視野にいれずに、現代の「生涯スポーツ」を論ずることはできないであろう。それほどまでに、スポーツ産業のもっている力・位置は巨大であるといえる。

そうしたスポーツ産業の現状を把握していくための基礎作業（前掲拙稿①の前半部分、②、④）では、先行研究を参照しつつ、スポーツ産業に関する統計資料収集・整理を中心とした。

先行研究についてみれば、スポーツ産業に関する研究は、80年代に入ってから、それも、中盤以降になってから、本格化したとすることができる。それぞれの先行研究のより詳細な紹介・検討は、他日を期したいが、その大まかな傾向を述べれば、第一に、「批判的視点」が微弱であること、第二に、「現状」を浮彫りにする「データ」が不足していることであった。研究における「理念（原理論）」と「実証」の問題であるともい

るであろう。

2) 「批判」の視座を定めるために

報告者は、現在の「生涯スポーツ」の展開においてスポーツ産業の占める位置、特質を分析する方法論、さらに、スポーツ産業の単純な否定ではない「批判」の方法論が錬磨されなければならないと、以前（前掲拙稿③）述べた。そのときの視座を定める上で、報告者にとって示唆的であるととらえている文を以下に上げる。

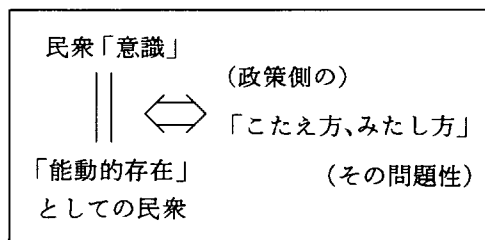
★「たしかに『長期総合教育計画』論は、現代の全階級にわたってあらわれてきた親たちのつくる意識にそれなりにこたえ、これを一定のみとおしをもつ社会計画として組織したといえる。問題はそのこたえ方、みだし方にある」

（中内敏夫、藤岡貞彦「発達を保障する教育運動と教育計画」『岩波講座子どもの発達と教育 7』岩波書店、1979、284頁）

★「民衆は軍部によって支配されながら、同時に軍隊と戦争を生きぬいてもきたのである。民衆は能動的な存在でもある」

（中内敏夫『軍国美談と教科書』岩波書店、1988、「はしがき」より）

これらに言われていることを単純に図式化すれば、以下のようになろう。



これを、引き取るならば、「管理社会」における「操作対象」としての「大衆」＝スポーツ政策やスポーツ産業に絡めとられた「大衆」、というとらえかたではなく、「民衆」のスポーツに対する「能動的」「意識」のダイナミズムをとらえる、そこに、スポーツの現状を変革（とその担い手）の方向性を読みとる、ということになるであろう

か。

そのための課題として、まずは、「スポーツ欲求」の「実態」を正確にとらえることがあげられるように思う。

(3) 「抵抗」とオルタナティブの模索

①「スポーツ実践」の分析（前掲拙稿③参照）

これまでの社会教育研究全国集会「スポーツ分科会」や新体連運動、そして、地域のクラブなどのなかにも実践から学び、そこに見るひとつの“クラブ像”の指標を報告者なりに次のような立てた。

1. 組織的側面

- 1) 会則の制定
- 2) 運営形態の確立
- 3) 財政的確立
- 4) 会報の発行

2. 技術指導的側面

- 1) 技術偏重の排除
- 2) 「だれでもスポーツを」の理念の尊重
- 3) 組織全体の中での位置づけの明確化
- 4) 指導者の意識的育成

3. スポーツ活動の条件的側面

- 1) 施設の民主的利用の促進
- 2) 条件整備の要望

これらの点に加えて、“クラブの発展過程「三段階」論”（伊藤高弘）などの理論モデルから、次のような課題が抽出されよう。

地域住民の「連帯と自治」による
「地域スポーツ計画」の構築

||

スポーツ実践における「主体形成」

②いま、「協同」を問うこと（前掲拙稿①、⑤参照）

現代社会においては、「公共」の縮小、福祉切り捨て、「価値観」の操作、生活の根源からの「商品化」など、人間性を奪うような事態が進行している。

ひうした事態に対して、「生活協同」（生活協同

組合の実践）、「文化協同」（伊藤一子『文化協同の時代』、青木書店、1989）、「労働者協同」（富澤賢治）、「都市社会運動」（矢澤修次郎他編『都市社会運動の可能性』、自治体研究社、1989）などの動きが出てきている。これらの動きは、「現代社会の競争原理の問い直し」を迫っているといえることができるであろう。

また、「学習」論から見れば、「共同学習論」の現代的展開というとなえかたも可能であろう。

この「協同」に関する詳細な検討は、今後に譲らなければならないが、上記①のようなスポーツの実践分析の視点、あるいは、新しい実践を「創造する」手がかりを含んでいるといえるのではないだろうか。

[2] 討論から

以上の報告に対して、多くの質問・意見がだされたが、現時点では、それらの質問・疑問に答えきることは能力をこえるものである。

そのため、提出された質問・意見を報告者なりにパラフレーズして、以下に箇条書的に上げるに留め、今後の研究上の課題としたい。

(1) 用語の概念について

- ①「生涯スポーツ」
- ②「抵抗」
- ③ジェルビの「生涯教育論」

(2) スポーツ産業に関して

- ①スポーツ産業に関する先行研究の概要
- ②電通の進出に象徴されるような“アナーキーな”スポーツ状況をとらえること
- ③スポーツにおいて個々をバラバラにさせている“モメント”は

(3) 「協同」or「スポーツ協同」に関して

- ①「協同」の現状
- ②それぞれの分野における「協同」の特質
- ③「協同」の抱えている問題点
- ④「協同」をスポーツの側にどのように引き寄せて展開するのか。
- ⑤「スポーツ協同」の課題にどのようにつながるのか。

⑥「スポーツ協同」の成立要件、あるいは、成立可能性

⑦スポーツ「実践」の到達点と課題

⑧従来の「スポーツ運動」論との区別と比較

⑨「新体連運動」との関連は（新体連運動は「スポーツ協同」とはいえないのか）